

県立高校生徒通学支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 教育委員会は、高等学校等就学支援金支給対象者で、高額な通学費を負担している県立高等学校の生徒の保護者等及び令和4年度から令和6年度までに路線バス等が廃止・減便されたことにより定期代の負担が増加した県立高等学校の生徒の保護者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金額)

- 第2条 補助金の交付を受けることができる者は、県内に住所を有し、鹿児島県立高等学校の全日制課程及び定時制課程に通学する生徒の保護者等とする。ただし、生活保護法による生業扶助（通学のための交通費）を受給している者は、本補助金の対象とならない。
- 2 補助金の交付の対象となる経費及びこれに対する補助金額は、別表のとおりとする。
- 3 前項の補助金の交付の対象となる経費の算出は、通学に要する運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常に通学の経路及び方法（鉄道、バス、船等、その他教育委員会が合理的と認める方法）による運賃等の額によるものとする。
- 4 この補助金は、交付決定日が属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ）に要する経費を対象とする。

(補助金の交付申請)

- 第3条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号又は第2号様式によるものとする。
- 2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類及び補助金等交付申請書の提出期限は、教育委員会が別に定める。

(補助金の交付の決定及び確定の通知)

- 第4条 教育委員会は、規則第3条の補助金交付申請を受理した場合は、規則第4条及び第14条の規定に基づき補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとし、補助金交付決定及び確定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第5条 この補助金は、精算払により交付するものとする。
- 2 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は別記第4号様式のとおりとする。

(雑則)

- 第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年6月5日から施行し、令和7年4月1日以降の通学分から適用する。
- 2 この要綱の施行に伴い、県立高校生徒通学費支援事業補助金交付要綱（令和6年4月16日施行）は廃止する。

別表（第 2 条関係）

	補助対象者	補助対象経費（月額）	補助金額
1	鹿児島県内に住所を有し、かつ高等学校等就学支援金の支給対象者である県立高校生の保護者等	月額 2 万円を超える通学費 詳細は県立高校生徒通学支援事業補助金交付要綱事務処理要領に定めるものとする。	補助対象経費の 2 分の 1 の金額 ※ 100 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
2	令和 6 年度に「県立高校生徒通学費支援事業補助金」の交付決定を受けた保護者等	令和 4 年度から令和 6 年度までの路線バス等の廃止・減便にともない、他の公共交通機関への変更や経路変更を行ったことにより増額した通学費 詳細は県立高校生徒通学支援事業補助金交付要綱事務処理要領に定めるものとする。	補助対象経費の 2 分の 1 の金額。ただし、他の補助金活用後の実費負担額が補助対象経費の 2 分の 1 を下回った場合はその額 ※ 100 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

※ 上記 1，2 のどちらにも該当する場合は、どちらか一方の補助を選択するものとする。